

第71号議案

尾張旭市下水道条例の一部改正について

尾張旭市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

尾張旭市長 柴田 浩

提案理由

この案を提出するのは、下水道使用料及び排水設備等工事計画確認申請手数料を変更し、並びに災害その他非常の場合における排水設備工事の特例を定めるため必要があるからである。

尾張旭市下水道条例の一部を改正する条例

尾張旭市下水道条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任している業者として市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任している業者として市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

る。			る。		
排除汚水量	使用料（1使用月につき）		排除汚水量	使用料（1使用月につき）	
	基本使用料	従量使用料 （1立方メートルにつき）		基本使用料	従量使用料 （1立方メートルにつき）
10立方メートルまで	<u>600円</u>	<u>70円</u>	10立方メートルまで	<u>800円</u>	<u>85円</u>
10立方メートルを超え20立方メートルまで		<u>90円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで		<u>110円</u>
20立方メートルを超え50立方メートルまで		<u>120円</u>	20立方メートルを超え50立方メートルまで		<u>145円</u>
50立方メートルを超えるもの		<u>150円</u>	50立方メートルを超えるもの		<u>185円</u>
2・3（略） （手数料） 第24条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）第6条の計画の確認 1件につき <u>500円</u> （2）・（3）（略）			2・3（略） （手数料） 第24条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）第6条の計画の確認 1件につき <u>1,000円</u> （2）・（3）（略）		
2・3（略）			2・3（略）		

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正は、公布の日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

第2条 改正後の尾張旭市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第1項の規定は、令和8年5月分として算定する使用料から適用し、同年4月分として算定する使用料までは、なお従前の例による。

2 改正後の条例第17条第3項の規定により算定した令和8年5月分の使用料で、施行の日前の排除汚水量を含む場合は、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

第3条 改正後の条例第24条第1項第1号の規定は、施行の日以後の第6条の計画の確認に係る手数料について適用し、同日前の第6条の計画の確認に係る手数料については、なお従前の例による。